

トレイ類（プラスチック製容器包装）の取り扱いについて

1 現中間処理施設の更新に向け、新環境施設（熱回収施設）稼働からのトレイ類の分別方法比較検討について

- (1) 現行通りの分別とする。
- (2) トレイ類を焼却ごみとする。
- (3) トレイ類を焼却ごみとする。但し、事業系ごみの廃プラスチックを産廃として取り扱う。

2 比較に当たっての条件

環境施設の更新にあたっては、中間処理、操作、破碎処理等を含め、長期包括契約（20年）を基本にライフサイクルコストを勘案し、事業者を決定することとしている。

3 トレイ類の各分別方法の特徴について

別紙1のとおり

4 国の容器包装リサイクルへの取り組み経過

- ・平成7年6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
[容器包装リサイクル法制定] (平成12年4月完全施行)
…容器包装廃棄物の排出抑制と分別収集、再商品化（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）
- ・平成12年5月 循環型社会形成推進基本法制定（平成13年1月完全施行）
…廃棄物の発生抑制と循環資源化、適正利用の推進により、天然資源の消費抑制と環境負荷が低減化される社会の構築
…廃棄物処理の優先順位
 - ① 発生抑制（リデュース）
 - ② 再使用（リユース）
 - ③ 再生利用（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）
 - ④ 熱回収（サーマルリサイクル）
 - ⑤ 適正処理
- ・平成19年4月 容器包装リサイクル法改正
…プラスチック製容器包装の再商品化手法に燃料化を追加
- ・平成25年5月 第3次循環社会形成推進基本計画（閣議決定）
…エネルギー・環境問題への対応を踏まえた廃棄物のエネルギー源への活用（基本方向）

5 本市のトレイ類への取り組み経過

- ・平成12年10月 モデル地区で、トレイ類（容器包装プラスチック）としての分別区分を新たに設け、分別回収を開始
- ・平成13年4月 全市で分別回収を開始
 …分別収集したトレイ類は、環境センターで選別し、（公財）日本容器包装リサイクル協会が指定したリサイクル工場へ引渡している。

【守山市のトレイ類の収集量】

単位：t

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
804	818	806	910	968	992	1,007	1,008	1,011	1,032

6 国内トレイ類のリサイクルの状況

リサイクルの手法		割合	説明
マテリアルリサイクル	16.8万トン	26%	パレット、再生樹脂等
ケミカルリサイクル	32.1万トン	49%	高炉化学原料（還元剤）
サーマルリサイクル	16.5万トン	25%	焼却エネルギー回収
全体引取量	65.4万トン		

※日本容器包装リサイクル協会HPの平成26年度取引実績より

本市における引渡しの指定リサイクル工場（各年度）

	事業者名	工場	リサイクル種別
H13～15	新日本製鐵株式会社	君津プラスチック再商品化工場	ケミカル（製鉄の還元剤）
H16	福井環境事業株式会社	その他プラスチック再商品化施設	マテリアル（プラスチック製品）
H17	アルパレット株式会社	福井工場	マテリアル（プラスチック繊維）
H18	JFE環境株式会社	福山原料化工場（高炉還元）	ケミカル（製鉄の還元剤）
H19	株式会社イーユーピー	宇部事業所	〃
H20～23	株式会社エコパレット滋賀	本社工場	マテリアル（プラスチック製品）
H24	株式会社富山環境整備	リバーシステム原料製造工場	〃
H25～28	新日鐵住金株式会社	大分プラスチック再商品化工場	ケミカル（製鉄の還元剤）

7 課題

- ・日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」）より、市町村に拠出金（廃プラスチックの対価）が支払われてきたが年々減少している。
- ・プラスチックや汚れたトレイが含まれる破碎ごみは、環境センターの破碎処理施設での手選別等のリサイクル工程で残った残渣は焼却処理している。（概ね 65%）
- ・各集積所から回収したトレイ類は、環境センターで異物等を手選別で除去しているが、生ごみ・おむつ等の異物が混入が年々多くなり、除去しきれずリサイクルの品質評価は低い。
- ・毎週 1 回の収集・運搬費用と施設の運転費用（選別、圧縮、梱包）を合わせると、近年では年間約 73,000 千円の歳出に対して歳入は約 8,000 千円で、年間約 65,000 千円の経費を投じている。

【トレイ類リサイクルの経費（H27）】年間

歳入	指定袋販売手数料	7,401千円	トレイ類指定袋
	容リ拠出金	496千円	
	合計(A)	7,897千円	
歳出	収集にかかるコスト	42,016千円	収集委託 指定袋作成
	施設にかかるコスト	30,000千円	環境センター前処理委託
	容リ協会にかかるコスト	523千円	委託料
	合計(B)	72,539千円	

* B - A = 64,642千円 ≒ 65,000千円

8 新環境施設（熱回収）稼働時からのトレイ類（容器包装プラスチック）の分別方法について

別紙 1 の処理方法別比較表の 3 案について検討を行った結果、次の方針とする。

《方針》

新環境施設稼働にあわせてトレイ類を焼却ごみ（熱回収）とする。

ただし、事業系ごみ中の廃プラスチック（事業系廃プラ）を産業廃棄物扱いとし、環境センターへの搬入を規制する。

※大津市・草津市・栗東市・野洲市と同様の扱いとする。

《方針理由》

① エネルギーの地産地消とエネルギー収支の改善

- ・平成 33 年度の稼働を目指す新環境施設では、サーマルリサイクル（熱回収）が可能である。

なお、計画されている新環境施設は、焼却技術の進歩もあり、国の法規制および自主規制により大気等の環境汚染を発生させない施設であり、また、ダイオキシン類低減対策等にも影響を及ぼすことはない。

- ・現行の容器包装リサイクル制度においては、ケミカルリサイクル分を含めて約 75%が還元剤や熱転換されているため、エネルギーの地産地消を確保できる。
- ・事業系廃プラの取り扱いの変更により、実質的に環境センターで焼却するプラスチックの量は一定の増加に止まる。

(家庭系トレイ類排出量 年間約 1,000 t、事業系廃プラ受入れ規制量年間約 600 t)

② 経済収支の改善と市民の負担軽減

- ・トレイ類を焼却ごみとあわせて収集することで収集費用、新しい環境施設でのトレイ類のリサイクルラインが不要となるため費用削減につながる。
- ・現行のごみ・資源物の 18 分類を集約し、今後の社会情勢に合わせ、より市民にわかりやすい「ごみの出し方ルール」の整備につなげる。
- ・トレイ類を焼却することによる市民のリサイクル意識低下への懸念については、焼却ごみの中に、現在もなお約 17%を占める資源化可能な紙の分別を徹底し、より一層のごみ減量化・資源化の推進を図る。
- ・本来、事業活動から出る廃プラスチックは、産業廃棄物として扱うべきものであり、環境施設の更新と併せて受け入れを規制し、ごみの減量化と公費負担の軽減を図る。